

事務連絡
令和8年2月10日

関係事業者団体 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
環境再生・資源循環局資源循環課
廃棄物適正処理推進課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正等に関する
説明会の実施について（周知）

平素より、動物愛護管理行政及び廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣官房と公正取引委員会において、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）が令和5年11月29日に策定・公表されていたところですが、同指針が本年1月1日付けで改正され、令和8年2月9日付け事務連絡¹においてその旨周知したところです。

また、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号）が成立し、本年1月1日から下請代金支払遅延等防止法（下請法）は製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）、下請中小企業振興法（下請振興法）は受託中小企業振興法（振興法）として新たに施行されました。

つきましては、動物取扱業や廃棄物処理業の取引における労務費等の価格転嫁が一層推し進められ、適正な取引がなされるよう、下記のとおり関係事業者団体の皆様を対象とした説明会を、本年2月18日に開催することといたしました。

指針の改正内容には、発注者の立場としてだけではなく、受注者の立場としても承知いただきたい内容も含まれるものであり、関係事業者団体の皆様におかれましては、これらについての理解を深めていただきたく、説明会への御参加を御検討いただけますと幸いです。

¹ <https://www.env.go.jp/content/000375866.pdf>

記

1. 説明会の目的について

本年1月1日付けで改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び本年1月1日付けで新たに施行された製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）に関し、関係事業者団体の皆様に、その内容等について早期に理解を深めていただくことを目的とする。

2. 説明会の内容について

- ・主催者：環境省
- ・開催日時：令和8年2月18日（水）午後1時30分から
- ・形式：オンライン（Microsoft Teams を予定）
- ・所要時間：60分程度
- ・説明者：改正された指針及び取適法について、それぞれ公正取引委員会担当者より説明。その後質疑応答等を実施。
- ・対象者：環境省関係事業者団体の皆様（会員企業等の皆様も御参加いただけます）

3. 説明会の申し込み方法について

御参加いただける方につきましては、令和8年2月13日（金）までに、以下に記載の担当者に、メールにてお申し込みください。

お申し込みの際は、件名を、「【団体（又は会社）名】「労務費転嫁指針等に関する説明会」としていただき、本文に

①団体（又は会社）名、②参加者名（複数可）、役職、③メールアドレス、電話番号を記載の上、お申し込みください。

お申し込みに係る情報については、本説明会に係る事務にのみ使用いたします。

お申し込みいただいた方については、令和8年2月17日（火）までに、当日のオンラインアドレス及び注意事項等を送付させていただきます。

4. その他

- (1)本説明会については、関係事業者団体の皆様のみならず、会員企業等の皆様も御参加いただけます。必要に応じ、会員企業等の皆様へも周知等お願ひいたします。
- (2)説明会は、環境省以外の各事業所管省庁においても、同様に実施しております。そのため、他の事業所管省庁からも案内がある可能性がありますが、本説明会は、環境省主催のものとなります。

(申し込み、問い合わせ先)

○ペット事業

自然環境局総務課動物愛護管理室 青木

TEL : 03-5521-8331 E-Mail : shizen-some@env.go.jp

○産業廃棄物処理・リサイクル・リユース事業

環境再生・資源循環局資源循環課 田中、上岡

TEL : 03-3581-3351 E-Mail : sanpai07@env.go.jp

○一般廃棄物処理事業

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 三ツ俣、鈴木、佐藤

TEL : 03-5501-3154 E-Mail : hairi-haitai@env.go.jp